

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３６）
根 拠 条 項：第１１条の３第２項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の１３（年少射撃資格の認定）、同第１１条の３第２項
処 分 基 準： 年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備 考：